

「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」の御紹介

平成29年9月28日

法務総合研究所国際協力部

教官 大西宏道

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国（ポルトガル等）、国際機関（国連開発計画（UNDP）等）等の支援を受けながら国づくりを進めており、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいます。

我が国としても、平成21年（2009年）度から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組み又は当部の独自支援により、東ティモールに対し、法案起草能力向上を目指し、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取締法、少年法、調停法、市民登録法等を題材として、法制度整備支援を行ってきました。

さて、東ティモールにおいては、慣習法が有力な法規範として存在しています。当部が支援してきた調停法に関しても、地方の共同体において伝統的な紛争解決手続が存在し、法令に基づく調停と伝統的な紛争解決手続の関係をどのように調整すべきかが問題となっています。このため、当部としても、東ティモールにおける慣習法及び伝統的な紛争解決手続の内容、背景、実態等について、把握しておく必要があります。

そこで、今回、当部では、東ティモールにおいて長い間活動された経験があり、東ティモールにおける慣習法に係る研究をされている、東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障プログラム」の宮澤哲氏及び同研究科特別研究員の宮澤尚里氏に対し、東ティモールにおける市民間の紛争解決における慣習の関係について、調査を委託することとしました。

両氏におかれては、本調査委託の趣旨を理解いただき、精力的に、多くの文献を調査され、現地に赴き関係者から聴取され、実際に現場を体験されるなど、具体的に、かつ、詳細に、東ティモールの実情を調査いただきました。また、紛争解決手続にとどまらず、東ティモールの伝統的な婚姻手続、土地所有関係等についても報告いただき、今後、当部により、市民登録法、土地関連法等の支援を実施するに当たって、参考となるものとなりました。

我が国において、東ティモールにおける慣習法の状況について、これほど、具体的に、かつ、詳細にまとめられた資料はないと思います。

本調査研究に協力いただいた皆様に、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

なお、本調査研究は、平成29年（2017年）3月時点までの調査を前提としておりますので、読者の皆様におかれましては、その点に御留意の上、本調査研究を活用いただければ幸いです。